

独立行政法人 情報処理推進機構

第四期中期計画

平成30年3月29日

独立行政法人 情報処理推進機構

(令和2年3月31日変更)
(令和4年3月28日変更)
(令和4年10月5日変更)

目次

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置	2
1. 新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化	2
(1) あらゆるデバイス、システム、媒体を対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提 供、共有	2
(2) 我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化 ..	3
(3) 非技術的要因を踏まえた調査、分析	3
(4) セキュリティ対策に関する普及啓発、情報提供	3
(5) IT 製品等のセキュリティ評価、認証等の着実な実施	4
(6) 暗号技術の調査・評価	4
(7) 独法等に対する不正な通信の監視、監査等	4
2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向 けた取組の強化	8
(1) 優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供	8
(2) 社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の発掘を通じたIT人材の裾野の拡大	8
3. ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化	11
(1) ICTの新たな技術等に関する調査分析及び発信	11
(2) ICTの新たな技術等に関する客観的な基準・指針・標準の整備及び情報発信	11
(3) 海外機関との連携の促進	12
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	15
1. 機動的・効率的な組織及び業務の運営	15
2. 業務経費等の効率化	15
3. 人件費管理の適正化	15
4. 調達の合理化	15
5. 業務の電子化等による業務運営の効率化	16
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	18
1. 運営費交付金の適正化	18
2. 自己収入の拡大	18
3. 試験勘定の採算性の確保	18
4. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）	18
5. 債務保証管理業務	19
IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	19
1. 予算（別紙参照）	19
2. 収支計画（別紙参照）	19
3. 資金計画（別紙参照）	19
V. 短期借入金の限度額	20

VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分 に関する計画	20
VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	20
VIII. 剰余金の使途	20
IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項等	20
1. 施設及び設備に関する計画	20
2. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	20
3. 中期目標期間を超える債務負担	21
4. 積立金の処分に関する事項	21
5. その他独立行政法人通則法第29条に規定する中期目標を達成するために必要な事項	21
別紙	23

前文

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、経済産業省の政策実施機関として、平成16年1月の独立行政法人化後、第一期中期目標期間（平成15年度～19年度）においては、産業の育成に主眼を置いて「情報処理の推進」を図るための事業を、第二期中期目標期間（平成20年度～24年度）においては、ITが経済活動の重要な社会基盤に急速になりつつある状況を踏まえ「情報社会システムの安寧と健全な発展」を図るための事業を、第三期中期目標期間（平成25年度～29年度）においては、IoTの進展によりいや応なく人々とITとの繋がりが生じている状況を踏まえ「利用者視点に立った複雑・膨大化する情報社会システムの安全性・信頼性の確保」を図るための事業を実施してきた。

第三期中期目標期間においては、サイバーセキュリティに関する対策強化を通じてサイバーセキュリティに関する情報収集力の強化や協力機関の拡大などの成果を上げた。また、ITに関する新しい潮流への対応強化を通じてIoT製品の開発のために留意すべき事項をまとめた「つながる世界の開発指針」の発行や、優れた能力を持つIT人材に対する支援を通じ、優れたIT人材による事業化の達成などの成果を上げてきた。一方で、第三期中期目標期間を通じてサイバー攻撃は一層高度化・巧妙化し、技術の進歩は一層早くなるとともに、IT人材の質・量の不足は拡大している課題も見えてきたところである。

第四期中期計画を策定するに当たり昨今のITを取り巻く状況を見ると、周到な準備を経た上で行われる標的型攻撃による被害が見られるなど、サイバー攻撃は今後もより一層高度化・巧妙化していくことが予想される。他方、IoTやビッグデータ、人工知能の実用化に伴って第4次産業革命ともいわれる大きな社会変革が起きており、技術革新のスピードはより一層加速していくことが見込まれる。我が国が更に高度化・巧妙化するサイバー攻撃等に対抗していくとともに、この技術革新の流れに乗り遅れないようにするためには、サイバー攻撃に対抗するための連携を強化し、サイバー攻撃への対応や社会変革を担うための人材を育成するとともに、サイバー攻撃や社会変革の契機となるITに関する新しい流れを常に捉え社会に発信し続けていくことが必要である。

このような社会環境の変化の中、我が国は、新たなデジタル技術や多様なデータを活用して経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す「Society 5.0」の実現を掲げている。これらを受け、第四期中期目標期間（平成30年度～令和4年度）において、機構は、サイバーセキュリティの強化及びIT人材の育成並びにこれらを支えるITに関する新しい潮流の把握・発信を通じて、ITに関する社会基盤整備に貢献し続ける社会全体の公器となることを目指し、國民から親しまれ信頼される政策実施機関として幅広い施策を展開していくこととする。

令和2年3月31日における中期計画の変更について

機構の目的、業務に関する規定の改正を含む「情報処理の促進に関する法律を一部改正する法律（令和元年法律第67号）（以下、「改正法」という。）が令和元年11月29日に成立した。これを受けて令和2年2月28日に第四期中期目標が変更され、企業におけるデジタル経営改革の推進、アーキテクチャ設計に関する機能の強化、およびクラウドサービスの安全性評価に関する目標等が追加されるとともに、その他所要の変更が行われた。これら中期目標の変更に対応するため、第四期中期計画の変更を行うものとする。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化

ITの活用が進む中で、サイバーセキュリティの確保はその前提となるものであるが、サイバー攻撃はますます高度化・巧妙化・大規模化している。このような状況を踏まえ、第三期中期目標期間においては、独立行政法人及びサイバーセキュリティ戦略本部が指定する特殊法人等（以下「独法等」という。）に対する監視・監査の実施や、サイバー攻撃に係る情報の共有体制の構築、サイバーレスキュー隊の編成などの業務を実施し、サイバーセキュリティの確保に努めてきたところである。一方で、サイバー攻撃の対象は従来のIT製品からあらゆるデバイス、システム、媒体に拡大しており、これまで以上に幅広い対応が重要になっているところである。第四期中期目標期間においては、サイバー攻撃情報の収集を強化し、深刻化するサイバー攻撃に対する初動対応措置を強化するとともに、被害を未然に防止するために必要な措置を強化していく必要があることから、以下の取組を実施する。併せて、これらの取組の成果を積極的に広報するとともに、成果の活用に向けツール、データベースの構築等を行うことにより利用者の利便性の向上に努める。

（1）あらゆるデバイス、システム、媒体を対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有

①サイバーセキュリティ上の脅威への対応

- a. 深刻化、増大する標的型攻撃や新種のマルウェア等によるサイバー攻撃に対して、攻撃情報の共有体制を強化・拡大させる。また、被害発生時における初動対応措置や対応策検討の支援を行う。
- b. 脅威やサイバー攻撃の傾向を予測し、被害の未然防止のための措置等高度な対策等の提案、中長期的に発生し得る事象の発信等を図るため、情報収集チャネルを拡大し、情報の量及び質を高める。
- c. 国民からの相談・問合せに対応するための相談窓口を引き続き運営するとともに、急速に変化しつつある脅威を的確に把握し、コンピュータウイルス等のマルウェアや不正アクセス等の情報を積極的に収集・分析し、傾向や対策等の情報提供を行う。

②システムの脆弱性に対する適切な対策の実施

- a. 「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報をより確実に必要とする者に提供する手法を検討する。
- b. 統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備することにより、開発者、運用者及びエンドユーザに対して、脆弱性対策情報の活用を促す。
- c. 組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等を行う。

d. 最新の脆弱性情報や攻撃・被害情報を収集・分析し、注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、サイバーセキュリティ上のリスクの低減を促進する。

③社会的に重要な情報システム等に関する対策支援

- a. 重要インフラ分野等（データ活用に積極的に取り組む企業・組織を含む。）の社会的に重要なシステム等について、関係府省等の求めに応じて、セキュリティ対策状況の確認、サイバーセキュリティ強化等のための調査、インシデント発生時の原因究明調査等の協力をを行う。
- b. 我が国の社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の浸透を図る。

(2) 我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化

我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力を強化するため、官民が共同し、産業サイバーセキュリティセンターを制御技術（O T）と情報技術（I T）の知見を結集させた世界最高レベルのサイバーセキュリティ対策の中核拠点としていくことを目指しながら、模擬システムを用いた演習や、攻撃・防御の実践経験、最新のサイバー攻撃情報の調査・分析等を通じて、社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する人材・組織・システム・技術を生み出していく。

(3) 非技術的要因を踏まえた調査、分析

- ① 経営層等に対して情報セキュリティ対策の重要性を訴え、企業や組織における情報セキュリティ対策の取組を促進させるため、企業・組織・サプライチェーン全体で見逃されがちな脅威、課題等を掘り起こし、分析・評価及び必要な情報提供を行う。
- ② I T利用企業や国民一般に向けて積極的な情報セキュリティ対策の浸透を促すため、社会的要請等に応じ、情報セキュリティ対策、データ利活用における情報保護、プライバシー・情報セキュリティ倫理に対する意識等に関する状況調査・分析及び必要な情報提供を行う。
- ③ 潜在的な情報セキュリティ上の脅威や攻撃の傾向を技術動向や社会動向、利用者・攻撃者の心理等から多面的に分析し、中長期的に発生し得る重大事象やそれに対する対策等の予測的な情報発信や、セキュリティリスク・対策状況を可視化・評価する手法提供の可能性について検討する。

(4) セキュリティ対策に関する普及啓発、情報提供

- ① 広く企業及び国民一般に情報セキュリティ対策の重要性を知らしめるため、地域で開催される情報セキュリティに関するセミナー等への講師派遣等の支援、セミナーの開催、各種イベントへの出展、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行う。
- ② 中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題としてとらえ自発的に対策を行う気運を高めるべく、中小企業が関連する様々な団体や制度との連携を図りつつ、ガイドライン、

- 自己宣言制度等の普及を行う。
- ③機構が提供する情報などが、必要とされる現場に届き、有効に活用されるようにするため、個々の現場に近い団体等との連携を拡大させるなどにより、情報提供チャネルの拡大を図る。
- ④国内外のセキュリティ関連組織との連携、国際会議への参加、セキュリティ関連規格の調査等を通じて、機構が行う情報セキュリティ関連事業への最新動向の反映や国際標準化を含めた国際整合性の確保を図るとともに、情報セキュリティ対策の実施にあたり有効な情報を発信する。

(5) IT製品等のセキュリティ評価、認証等の着実な実施

- ①国際標準に基づく「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」を引き続き着実に実施するとともに、評価・認証手続の改善、評価に関する技術の維持・向上、現状・動向の調査、情報提供を実施する。
- ②政府調達におけるIT機器等のセキュリティの確保等に資するため、IT機器等のセキュリティ要件、その要件を満たす認証取得製品、その他調達要件等の情報提供を行う。
- ③制度所管官庁からの指示等に基づく、クラウドサービスの安全性評価に係る制度運営・審査業務を遅滞なく着実に実施する。制度運営・審査業務の実施にあたっては、セキュリティに係る他の業務との間でシナジーを発揮しながら、評価の枠組みや管理基準等についてクラウドサービスに係る最新の技術的動向や海外動向の確認を継続的に行う。その上で、制度運営や審査の効率化等に資する効果的な改善の提案を制度所管官庁に対して行う。

(6) 暗号技術の調査・評価

- ①CRYPTREC¹暗号リストの適切な維持・管理のため、CRYPTRECの事務局を引き続き務めるとともに、CRYPTREC暗号リストに掲載されている暗号アルゴリズムについて、危殆化の有無を監視するための調査及び実際の利用状況などを把握するための利用実績調査を行う。
- ②情報システムのセキュリティ確保の根幹である暗号技術の適切な利用／運用を促進するため、暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査を行い、ガイドライン等により、情報提供を行う。
- ③「暗号モジュール試験及び認証制度」を着実に実施するとともに、評価・認証手続の改善、評価に関する技術の維持・向上、現状・動向の調査、情報提供等を実施する。

(7) 独法等に対する不正な通信の監視、監査等

- ①内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の監督の下、独法等の情報システムの監視を実施する。

¹ Cryptography Research and Evaluation Committees

②サイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独法等の情報セキュリティに関する監査、原因究明のための調査を実施する。

【指標】

以下に定める指標を達成しているか否かを総合的に勘案して評価を行う。

なお、第四期中期目標期間中に達成すべき目標のうち、各年度において達成すべき目標については、年度計画において定める。

①重要インフラ関連企業におけるセキュリティ対策の強化【基幹目標】

第四期中期目標期間において、機構が提供・共有する情報や支援等を通じて、情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数を596社以上とする。(参考値：平成29年12月末時点のJ-CSIP参加組織数227組織)

※数値目標を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

上記目標の達成に向けて、関係省庁とも協議の上、J-CSIPへの参画産業分野・組織の拡大を図るとともに、業界団体等との連携を強化し、リスク分析の業界向けガイドライン策定支援などを通じ、その活用促進に向けた取組を推進する。

[重要度高・優先度高・難易度高]

②中小企業におけるセキュリティ意識の向上【基幹目標】

「SECURITY ACTION 制度」(中小企業自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度)に参加する中小企業数について、3大都市圏を除く36道県にて第四期中期目標期間終了時点に累計で70,000社以上(※)とする。参加企業の量的な増加だけでなく、参加企業の更なるセキュリティ対策レベルの引き上げも必要であることから、ステップアップ(一つ星取得企業が、次のステップとして、二つ星を取得すること等)についても参考指標とする。(参考値：令和元年10月末時点の一つ星から二つ星へのステップアップ企業数252社。)

※旧目標値である参加企業26,000社は、令和元年10月末時点では約87,000社となり目標を達成したため、このうち3大都市圏を除く36道県合計の参加企業である約37,000社からの増加に取り組むこととする。

※3大都市圏は東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、名古屋圏：愛知県、岐阜県、三重県、大阪圏：大阪府、兵庫県、京都府、奈良県。

上記目標の達成に向けて、本制度の認知度向上に向けた積極的な広報活動に加え、全国商工会連合会や日本商工会議所等、中小企業と関わりの深い関連団体等との協力関係を強化する等により該当地域における本制度の普及拡大に努める。また、政府や協力組織との連携の下、本制度への参加に対するインセンティブ付与に資する施策の実現に向けた取組を推進する。

[重要度高・優先度高・難易度高]

③情報セキュリティ対策の企業への普及促進

情報セキュリティに係る調査、分析の結果等に基づき、企業・組織・サプライチェーン全体における情報セキュリティ対策の取組を促すべく社会の要請に応じた対象者別（一般企業、中小企業、重要インフラ関連企業向け）のガイドライン等の整備、提供を行い、第四期中期目標期間中の累計普及数（ダウンロード件数、販売数、申込による無償配布など）を250,000件以上とともに、当該ガイドライン等に対する役立ち度を調査し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合を中期目標期間中に3分の2以上確保する。（想定普及対象として、大企業、一定以上の従業員規模を持つ中小企業（個人事業者を除く。）及びセプターカウンシルの各セプター構成員である重要インフラ関連事業者の合計値（約25万社）を目安とし、目標水準を設定。）

上記目標の達成に向けて、最新の情報セキュリティ動向を踏まえ、提供するガイドラインの内容の質を高めるとともに、説明会やセミナー・イベント、SNS等の外部の情報発信ツールの活用などを通じて、積極的な普及活動を推進する。また、必要に応じて要約版を作成すること等により、理解の向上及び活用の促進に努める。

④国民に対するサポート体制構築

我が国全体として的一般国民へのサポート体制を強化するべく、一般国民が情報セキュリティに関する相談先、情報収集先をどの程度認識しているかを把握し、その状況に応じて、機構が運営する安心相談窓口等との連携組織を毎年度拡大する。

上記目標の達成に向けて、既に相談窓口を設置している公的機関等や一般国民が認知している相談先との協力関係の構築を図る。

⑤社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティに係る人材育成プログラムの提供

第四期中期目標期間中に、産業サイバーセキュリティセンターが提供する人材育成プログラムについて、延べ551名の受講者を目指す。（平成29年7月に開講した中核人材育成プログラム（長期）の第1期受講者が76名。当該プログラム受講の働きかけ、他のプログラムの開発等により、第四期中期目標期間中に平均して100名／年の受講者を得る。）

※数値目標を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

上記目標の達成に向けて、社会インフラ・産業基盤における産業サイバーセキュリティの状況を踏まえながら、プログラムの改修・新規開発等を進めていく。

⑥社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進【基幹目標】

第四期中期目標期間中に、産業サイバーセキュリティセンターの人材育成プログラムの受講者が、企業や産業における演習実施、ポリシー策定、組織変更その他及びこれらに関する企画・提案等の取組を延べ871件程度行い、当センターの事業効果が、当該受講者の得た知見を通じて、更に当該企業の関係者及び組織全体や社会全体に均てんしていくことを目指す。（人材育成プログラムの受講者が、セキュリティ強化のための具体的な取組を行うことを前提として、目標を設定。）

※数値目標を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

上記目標の達成に向けて、プログラムの受講を踏まえて企業や産業における具体的な取組が行われていくよう、受講者及び受講企業とのネットワーク形成も図りつつ、プログラム受講後のフォローの仕組みを構築していく。

[重要度高・優先度高・難易度高]

2. 高度な能力を持つＩＴ人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とＩＴ人材の裾野拡大に向けた取組の強化

社会基盤としてのＩＴの重要性が増していることに伴い、ＩＴ社会を担う人材の質及び数の確保についても重要性が増しているところである。このような状況を踏まえ、機構は第三期中期目標期間において、サイバーセキュリティ人材の育成や優れたＩＴ人材の発掘・育成のための取組を実施するとともに、ＩＴ人材の裾野拡大に向けた取組みを実施してきた。一方で、発掘・育成した人材が社会の中で活躍できるような場を設定することなどが必要となってきたところである。このような点を踏まえつつ、機構が我が国ＩＴ人材の確保に積極的に貢献していくため、以下の取組を実施する。併せて、これらの取組の成果を積極的に広報するとともに、成果の活用に向けツール、データベースの構築等を行うことにより利用者の利便性の向上に努める。

(1) 優れたＩＴ人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供

- ①ＩＴの活用によるイノベーションの創出を行うことができる独創的なアイディア・技術等を有する突出したＩＴ人材を、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャーの指導のもとで、発掘・育成する。また、我が国の産業の活性化・競争力強化に資するため、突出したＩＴ人材が持つ高度かつイノベーティブな技術シードに更に磨きをかけ、产学界をけん引し、また強力にリードしていくような新たな社会価値創出を目指す人材を育成する。
- ②サイバーセキュリティの強化へ向けて、若年層の優秀なセキュリティ人材の早期発掘・育成を行う。また、育成された人材が指導的役割を果たし、継続的な自己研鑽と社会への還元を図るような活動を促進する。
- ③情報処理安全確保支援士に係る登録（更新を含む。）、講習（同等以上の効果を有すると認められる講習に係る業務を含む。）の事務を着実に実施するとともに、情報処理安全確保支援士が有する知見をいかんなく發揮できるよう、企業における情報処理安全確保支援士の役割等に関する事例収集とその展開、資格のブランディング活動、企業・団体などへの普及の働きかけ等を行う。
- ④優れたＩＴ人材が相互に、また产学界とのとのつながりにおいても情報交換を行い、切磋琢磨することが出来るよう、優れたＩＴ人材の交流の場を提供するなど、人的ネットワークの活性化を促進する。

(2) 社会の第一線での活躍が見込まれるＩＴ人材の発掘を通じたＩＴ人材の裾野の拡大

- ①情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験については、サイバーセキュリティ人材を始めとするＩＴ人材の高度化と裾野の拡大、技術の複雑化、利用者ニーズの多様化などＩＴを取り巻く環境変化を踏まえて、着実に実施する。また、応募者数増加に資する取組等によって収益の維持に努め、同試験の持続的な運営を行う。
- ②アジア各国の試験と情報処理技術者試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験については、ＩＴ分野における外国人材の活躍促進を支える施策

の一つとして、着実に実施する。

【指標】

以下に掲げる指標を達成しているか否かを総合的に判断して決定する。

なお、第四期中期目標期間中に達成すべき目標のうち、各年度において達成すべき目標については、年度計画において定める。

①未踏事業修了生の成果【基幹目標】

未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出を、新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数で総合的に捉え、第四期中期目標期間中の合計数延べ62件を目指す。(第四期中期目標期間中の未踏関係事業で年50名以上の修了者数を計画しており、新技術の創出として知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数、起業・事業化への資金確保数、ビジネスマッチング成立件数を合わせて年10件とし、5年間累計で50件を目標とする。なお、未踏関係事業の計画を変更せざるを得ない事情が生じた場合はこの限りではない。)

※数値目標を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

上記目標の達成に向けて、未踏育成期間中にプロジェクトマネージャーによる技術的指導・助言に加え、法務・財務等の起業・事業化に必要な専門知識や知的財産権確保に必要な専門知識等の修得を支援する講義の場を設け、IT人材の経営力の強化を支援する。さらに、プロジェクトマネージャーの助言や紹介等をうけて、企業や投資家等との共同研究や事業マッチング等の機会を提供し、また積極的に活用させ、新たな社会価値創出への行動を支援する。

[重要度高・優先度高・難易度高]

②セキュリティ・キャンプ修了生の活動【基幹目標】

セキュリティ・キャンプの修了生によるイベント講師等の実績数(キャンプ講師、チューター含む。)について、第四期中期目標期間中の合計数延べ237名を目指す。(第四期中期目標期間中のセキュリティ・キャンプ修了生による全国大会及び地方大会の講師・チューター数、各種講演会・勉強会での講師数を合わせて年45名とし、5年間累計で225名を目標とする。なお、全国大会の講師・チューターを年70名規模、地方大会を全国で年8回開催を計画しており、計画を変更せざるを得ない事情が生じた場合にはこの限りではない。)

※数値目標を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

上記目標の達成に向けて、セキュリティ・キャンプ実施協議会と連携して講師、修了生のネットワーク形成を図るとともに、講師等の候補生をベテラン講師がコーチ、フォローする仕組みを形成し、全国大会および地方大会からの将来有為な人材の活躍を支援する。

[重要度高・優先度高・難易度高]

③情報処理安全確保支援士の活動

情報処理安全確保支援士が保有している知識やスキルを発揮して、情報セキュリティに関連する業務遂行がなされたとする値について、第四期中期目標期間の最終年度に75%を目指す。（1年目に情報処理安全確保支援士（R I S S）にアンケートを実施してR I S S活躍指標の基礎数値を取得する。当該基礎数値をベースに、最終年度に75%が達成できるよう、各年度に達成割合を設定する。）

上記目標の達成に向けて、情報セキュリティの最新動向や事例等を講習に取り入れることで、情報セキュリティのトレンドを踏まえた実践的な知識や技術を習得させ、業務遂行を支援する。さらにR I S Sの役割定義や活躍の場を整理して積極的に展開し、R I S Sのブランド価値を高めることで、R I S Sの企業活用を推進する。

④情報処理技術者試験制度の活用

I T人材の裾野拡大を図るため、I Tを提供する側だけでなく、I Tを利用する側も含めた企業における情報処理技術者試験の活用割合について、毎年度、55%以上を目指す。（情報処理技術者試験の活用割合（直近3か年平均54.3%）から、55%を算定。）

上記目標の達成に向けて、I Tに係る最新の動向を踏まえた試験内容に逐次更新とともに、積極的な広報活動を展開するなど、企業における認知度を向上させる取組を推進する。

3. I C Tに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化

近年、I o T、ビッグデータ、人工知能の実用化に伴って、これまでの社会の在り方を覆すような社会変革が進行しつつある。機構はこのような状況に対応し、第三期中期目標期間においてI o T時代に製品開発者が考慮すべきポイントをまとめた「つながる世界の開発指針」をまとめるなど、I o T時代に対応した基盤作りを行ってきたところである。今後、I o Tなどの取組が一層進み、複数のI o Tシステムが相互に連携して新たな価値を提供するS o S (System of Systems) のような複雑なシステムへと変わっていく社会で、I C Tを利用するあらゆる産業の競争力強化、革新的なビジネスの創出や、業種や国境を越えた連携を加速させていくことが求められている。このためには、I C Tに関する新しい潮流を常に捉え、その新たな活用法や社会実装上の課題・解決策を速やかに社会の各層に展開してイノベーションを加速化していく機能の強化が必要である。具体的には、I o Tを支える組込みソフトウェア産業の技術基盤強化、様々な新技術の導入に際して留意すべき技術・利用者・経営的視点の指標や社会インパクトの提示による技術実装及び企業のデジタル経営改革（デジタルトランスフォーメーション（D X））の促進、複雑なシステムの開発における課題の効果的かつ包括的な解決方法として考えられる「システム思考」のアプローチの社会展開や組織・産業横断的にデータを活用するための共通技術仕様（アーキテクチャ）の設計、普及などが課題となっている。また、官民データの利活用の促進や、第4次産業革命への対応を含めた人材育成への取組についても進めていく必要がある。このような点を踏まえつつ、機構がI C Tの技術動向等に関する社会の各層への発信を通じ、社会変革の基盤作りに積極的に貢献していくため、以下の取組を実施する。併せて、これらの取組の成果を積極的に広報するとともに、成果の活用に向けツール、データベースの構築等を行うことにより利用者の利便性の向上に努める。

(1) I C Tの新たな技術等に関する調査分析及び発信

- ① I C Tに関する技術動向（ビッグデータや人工知能等の新技術、社会システムの安全性・信頼性等の向上に関する動向含む）及びI T人材に関する動向を調査・分析し、社会実装の促進等につながる情報発信を強化する。
- ② 情報収集・調査能力及び分析能力を更に強化し、我が国の社会基盤としてのI C Tの安全性・信頼性等の脅威となる情報を収集し、これらを活用してより深い分析を行うとともに、適切に社会の各層に分析結果等の情報を発信する。
- ③組込みソフトウェア産業の抱える課題、開発技術動向、人材育成状況等を把握し、当該産業の振興に資するための組込みソフトウェア産業の実態調査を始めとして、情報処理システムの実態等に関する調査・分析を行い、情報発信する。
- ④ I o Tによる地域課題の解決や新事業創出に関する施策動向、取組事例、人材育成等の活動情報の収集整理及び発信を通じて、地域経済活性化に取り組んでいる地方公共団体、民間企業等を支援する。

(2) I C Tの新たな技術等に関する客観的な基準・指針・標準の整備及び情報発信

- ① I C Tの新たな技術等に関する調査分析を通じて、新しい技術について社会実装上の必要

性がある場合には、当該技術の技術・利用者・ビジネスの観点を踏まえ、指針化・ガイドライン化し、普及に努める。また、技術動向の変化に対応すべく、機構が整備した既存の指針やガイドラインについて、その適用状況等により、必要に応じて見直しを図る。

- ②経済産業省が行うデジタル経営に係る認定制度の認定に関する事務を着実に行うとともに、認定制度の効果的な運用に向けた支援を行う。また、認定を受けた事業者からの依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力を行う。
- ③経済産業省が策定した「DX推進指標」の普及に加え、同指標に基づく自己診断結果のベンチマーク分析の実施・提供や、既存ITシステムの技術的負債を明らかにする指標、旧システム脱却に向けた実践手引書等の整備・普及を図る。
- ④各省各庁又は事業者の依頼に応じて、多様なステークホルダーや専門家の参画を得て、透明性・公平性が担保された形で中立的なアーキテクチャの設計を行うとともに、その実施及び技術的知見の蓄積に必要な体制を安定的に確保する。また、アーキテクチャ設計の依頼に対する検討結果、標準化を含む実装・管理・運用方法等に関する調査研究結果の報告・公表を行う。加えて、アーキテクチャ設計のための人材育成機会の幅広い提供、将来的にアーキテクチャ設計が必要となる領域に関する実現可能性調査等の必要な取組を行う。さらに、成果についての国内外への積極的な発信や関係機関等との連携を行い、産業アーキテクチャ・デザインに関する国内外のハブとなる組織となるように努める。
- ⑤IoTシステムや組込みソフトウェア等の高度化や生産性・信頼性の向上に向けて、指針・ガイドライン等の整備・普及を図る。
- ⑥高度で複雑な課題を効果的かつ包括的に解決する手法として期待される「システムズエンジニアリング」を始め、事故分析手法や安全性解析手法など、製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法や技術の活用及びそれらに関する情報提供、さらには、それらによる社会問題の解決に向け社会各層への多面的な普及展開を図る。
- ⑦IoT製品やシステムの利用時のセーフティやセキュリティを確保するための客観的な基準・指針等、特に重要性の高いものについては、我が国の国際競争力の確保に留意しつつ国際標準化を推進する。
- ⑧第4次産業革命への対応に向けて、求められる人材や喫緊性等の「見える化」を図るため、今後に向け求められるIT人材の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等に関わる調査を行うとともに、ITスキル標準（ITSS）を継続的に見直し、順次発信する。また、これらの取組を通じ専門的な知見を有する立場から、経済産業省が行う「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」（通称：「Reスキル講座」）の制度運用を支援する。
- ⑨官民データの利活用を可能とする基盤として技術標準、データ標準の整備を行うとともに、これらの分野横断的な展開を図るための環境整備、ガイドラインの整備及び普及を図る。

(3) 海外機関との連携の促進

- ①米国商務省国立標準技術研究所（NIST）、米国マサチューセッツ工科大学（MIT）、

米国カーネギーメロン大学ソフトウェアエンジニアリング研究所（S E I）、独国フランホーファー研究機構実験ソフトウェアエンジニアリング研究所（I E S E）、印国ソフトウェア製品産業ラウンドテーブル（I S P I R T）等の海外機関との連携を通じて、I C T 等に関する技術等の最新情報の交換や技術共有等を行い、調査報告書等に反映する。

【指標】

以下に定める指標を達成しているか否かを総合的に勘案して評価を行う。

なお、第四期中期目標期間中に達成すべき目標のうち、各年度において達成すべき目標については、年度計画において定める。

① I C T に関する技術動向等の調査・分析・情報発信

機構が取りまとめた I C T に関する技術動向等の白書及び I C T に関する調査等の報告書について、第四期中期目標期間における普及件数の年間平均値につき、第三期中期目標期間中における当該数以上を達成する。（参考値：第三期中期目標期間（平成 28 年度まで）の普及件数の年間平均 159, 661 件）

※数値目標を見直し、令和 4 年度は 442, 764 件以上を目標とする。

上記目標の達成に向けて、当該白書や報告書の内容を踏まえ、想定される利用予定者の分析を継続的に行い、個別の説明会やセミナー・イベントを通じて積極的に周知するとともに、S N S 等の外部の情報発信ツールの活用なども含め、効果的な普及活動を推進する。

② I C T に関する指針やガイドラインの提供及び普及促進【基幹目標】

機構が整備した I C T に関する指針やガイドラインについて、第四期中期目標期間における普及件数の年間平均値につき、第三期中期目標期間における当該数以上を達成する。さらに、当該指針やガイドラインの利用者又は想定される利用予定者に対し、セミナー等において役立ち度（見込）を調査し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合を第四期中期目標期間中に 3 分の 2 以上を確保する。（参考値：第三期中期目標期間（平成 28 年度まで）の普及件数の年間平均 435, 663 件）

※数値目標を見直し、令和 4 年度は 1, 237, 169 件以上を目標とする。

上記目標の達成に向けて、当該指針やガイドラインの内容を踏まえ、想定される利用予定者の分析を継続的に行い、個別の説明会やセミナー・イベントを通じて積極的に周知を図り、S N S 等の外部の情報発信ツールの活用なども含め、効果的な普及活動を推進するとともに、必要に応じて要約版を作成すること等により、理解の向上及び活用の促進に努める。

〔重要度高・優先度高・難易度高〕

③ I T スキル標準の浸透

I O T 、ビッグデータ、人工知能等の進展による今後の I T 人材の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等の調査、並びにスキル変革に求められる指標として整備・発信する新たな I T スキル標準に関する情報アクセス数について、毎年度、平成 25 年度～平成

28年度の年度当たり平均アクセス数（※）以上を達成する。（※基準値：平成25年度～平成28年度の年度当たり平均アクセス数29, 269件）

※数値目標を見直し、令和4年度は196, 073件以上を目標とする。

上記目標の達成に向けて、今後のIT人材に必要となる、先進的なITや人材市場等に関する知見を有する外部有識者とのネットワークを形成し、今後のIT人材の在り方にかかる諸課題の議論や調査を継続的に行い、ITスキル標準の改善を進めるとともに、時宜を捉えた情報発信に努める。

④企業におけるデジタル経営改革の推進

デジタル経営改革に向けDX推進指標による自己診断実施組織数について、第四期中期目標期間終了時点で600組織以上とする。

上記目標の達成に向けて、DX推進指標の普及活動に留まらず、登録された自己診断結果を基にしたベンチマーク分析をはじめ、既存ITシステムの技術的負債を明らかにする指標、旧システム脱却に向けた実践手引書などの策定・提供や認定事務の着実な実施、認定事業者への情報支援等を行うことで、企業におけるDXの取組を促進する。

⑤アーキテクチャ設計に関する機能の強化

各省各庁又は事業者の依頼に応じて、特定の技術、製品、企業、業界等に偏りがない中立的なアーキテクチャについて、3分野（①規制のスマート化や高度化が求められる分野、②公的部門において共通のITシステムを開発すべき分野、③業種横断的なシステム連携が見込まれ、サービス開発基盤として整備が求められる分野）で取り組みを開始し、第四期中期目標期間終了時点までに以下の指標で6以上を達成する。ただし、そのうち少なくとも1件以上は、第2段階までの設計を終了し、成果を公表する。

進捗指標：アーキテクチャ設計に取り組む案件毎の進捗段階（※）の総和

※アーキテクチャ設計の進捗段階の考え方

第1段階：取組の目的や背景にある課題・ニーズについてステークホルダー間で整理を行い、アーキテクチャ設計に関する方針を固め、公表する。（1点）

第2段階：コンセプトやターゲットとする範囲、フレームワーク等について固めた上でアーキテクチャの設計を行い、また社会実装に向けて、標準や規制等に反映すべき部分の抽出・検討を行った上で、セット版として公表する。（3点）

上記目標の達成に向けて、必要な知識・スキル等を有する人材を機構に集約するための柔軟かつ継続的な体制整備を行うとともに、このような人材を中心に政策的課題解決に資するアーキテクチャの設計・提案を行う。加えて、国内外の関連機関との連携を深め、機構自身のインテリジェンス（調査・分析）機能の強化を図る。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 機動的・効率的な組織及び業務の運営

- (1) 機構の各事業について、実施の妥当性及び出口戦略を常に意識し、計画の策定、実行、評価、改善のP D C Aサイクルに基づく業務運営の見直しを継続的に実施する。また、ＩＴを巡る内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制を柔軟かつ機動的に構築するため、継続的に見直しを実施する。
- (2) 組織内外の課題や組織横断的な課題に対して適切に対応していくため、部署の枠を越えて定期的に議論を行う場を設置するなどし、事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す体制を構築する。
- (3) 業務内容に応じて民間事業者や外部専門機関を有効に活用することにより、業務の効率化を図る。民間事業者や外部専門機関の選定に当たっては、可能な限り競争的な方法により行うとともに、十分な公募期間の設定と情報提供を行う。

2. 業務経費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を行う。

3. 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当てを含め役職員給与のあり方について厳しく検証したうえで、適正化を図る。また、その検証結果や取組状況を公表する。

4. 調達の合理化

- (1) 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」を踏まえ、引き続き、毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取組状況を公表する。
- (2) 企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。

5. 業務の電子化等による業務運営の効率化

(1) デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの整備及び管理を行うため、これまでの取組を加速させるとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office）を支援するためのPMO（Portfolio Management Office）の設置等の体制整備を行う。また、情報システムについて、投資対効果を精査した上で整備する。

上記取組の実施に際しては、以下の指標例を参考にする。

- ・ PMOの設置及び支援実績
- ・ 情報システム整備に係る投資対効果の精査結果
- ・ 情報システム経費

(2) 機構内の事務手続の簡素化・効率化を図るため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）に基づき、引き続き、業務の電子化の促進やシステムの最適化に向けた検討を行い、順次改善を進める。また、政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、クラウドへのシフトを進める。さらに、機構業務のデジタルトランスフォーメーション(IPA-DX)について、内部の業務改革推進の観点、国民へのサービス向上の観点及び日本政府の政策立案機能強化の観点から、情報システムの利用者に対する利便性の向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む等、デジタル技術を活用した取組を行う。加えて、これらを円滑に行うことを可能とするため、事業運営基盤の見直し、ITガバナンスの構築に取り組む。

上記取組の実施に際しては、以下の指標例を参考にする。

- ・ クラウドサービスの活用実績
- ・ オンライン手続（申請等）の利用率
- ・ 新たに公開したデータ種類数
- ・ 他機関を含む情報システム間のデータ連携の整備実績
- ・ 政府が整備する共通機能等の活用実績
- ・ RPAやチャットボット等の導入
- ・ WEBデータに基づく企業のDX活動の自動分析・評価の導入

(3) 生産性向上の観点から、「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現

会議決定)」を推進しつつ、ＩＣＴも活用した業務効率化に向けて、先進的な取組・制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。

III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 運営費交付金の適正化

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、引き続き、その必要性等に応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行い、適正かつ効率的に執行し、各年度期末における運営費交付金債務残高を抑制する。
- (2) 「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人基準研究会、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に把握し、適正な予算執行管理を行う。
- (3) 機構の財務内容の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。

2. 自己収入の拡大

自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めていくこととする。

3. 試験勘定の採算性の確保

情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の持続的な運営を可能とするため、応募者の増加に資する取組を実施するとともに、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善を図るものとする。

4. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）

- (1) 地域事業出資業務については、繰越欠損金を減少させるため、第四期中期目標期間中に経常収益合計で1億円以上確保する。

そのために、地域ソフトウェアセンターの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との面談により指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。

- (2) 以下の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。

①経営改善を行っても、繰越欠損金が増加（3期連続を目安）又は増加する可能性が高い場合

②主要株主である地方自治体・地元産業界からの支援が得られない場合

5. 債務保証管理業務

保証債務の残余管理については、保証先決算書の徵求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（別紙参照）

総表(別紙1－1)

事業化勘定(別紙1－2)

試験勘定(別紙1－3)

一般勘定(別紙1－4)

地域事業出資業務勘定(別紙1－5)

2. 収支計画(別紙参照)

総表(別紙2－1)

事業化勘定(別紙2－2)

試験勘定(別紙2－3)

一般勘定(別紙2－4)

地域事業出資業務勘定(別紙2－5)

3. 資金計画(別紙参照)

総表(別紙3－1)

事業化勘定(別紙3－2)

試験勘定(別紙3－3)

一般勘定(別紙3－4)

地域事業出資業務勘定(別紙3－5)

V. 短期借入金の限度額

20億円

(理由) 年度当初における国からの運営費交付金の受入等が最大3ヶ月程度遅延した場合における機構職員への人件費の遅配及び機構事業費の支払遅延、その他の事故等（例えば天災による情報処理技術者試験の中止や延期等）の発生により生じた資金不足を回避する。

VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VIII. 剰余金の使途

剰余金が発生したときは、業務の推進及び拡充、広報活動の充実、職員の研修の充実、施設・設備の整備に係る経費に充てる。

IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項等

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

情報セキュリティ対策の実現、IT社会の動向調査・分析・基盤構築、IT人材の育成等の事業を実施するうえで必要となる専門性等を有し、業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の確保・育成に係る方針を以下の通り策定し、取組を行う。

(1) 政府や社会的な要請に基づき機関の業務が追加・拡大する中、引き続き機関における業務を安定して実施していく観点から、人員体制の増強を図る。具体的には、職員の採用活動を強化するとともに、新卒採用職員等に対するトレーナー制度・メンター制度の取組を行う。また、業務内容や専門性に応じて柔軟に活用できる多様な外部専門人材や先端的なセキュリ

ティ人材を機動的に採用し、情勢の変化への対応力を高める。さらに、業務のミスマッチの発生を防止する観点から、中途採用・企業出向者の採用にあたっては、職務記述書（ジョブディスクリプション）を作成する。

(2) I T 施策の専門機関・実施機関として期待される役割を果たすため、個々の職員が専門性、特殊性の高い業務に対応できるよう、能力開発制度（研修制度、留学、人事交流等）の整備、充実を図るとともに、組織の中核を担うプロパー職員（特に新卒採用者）への知見の蓄積を行う観点から中長期を見通した人員体制の構築を図り、必要な専門性を有しつつ視野の広い人材の育成を目指す。

(3) 組織内の個々人が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、業績評価制度とそれに基づく処遇の徹底を行うとともに、多面評価（360度評価）の実施など、人事評価の信頼性・妥当性を高める取組を行う。

(参考 1)

- ・ 期初の常勤役職員数人 258人
- ・ 期末の常勤役職員数の見込み 政府の方針等を踏まえ弾力的に対応する。

(参考 2)

- ・ 中期目標期間中の人件費総額見込み（法定福利費を除く。） 13,628百万円

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間の最終事業年度における積立金残高のうち、主務大臣の承認を受けた金額については、情報処理促進法第51条に規定する業務の財源に充てる。

5. その他独立行政法人通則法第29条に規定する中期目標を達成するために必要な事項

(1) 内部統制の充実・強化

①引き続き、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）による改正後の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付総管第322号総務省行政管理局長通知）において定められた内部統制の推進及び充実を図る。

②中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、業務方法書等の規定に基づき、引き続き理事長のリーダーシップの下で継続して機構内の内部統制を充実・強化する取組みを推進するとともに、個々の職員に浸透す

るよう周知徹底を図る。

(2) 機構における情報セキュリティの確保

- ①適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、引き続き、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。
- ②「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府方針の下で機構が実施している独法等における情報システムの監視業務や情報セキュリティ監査業務について、引き続きその職責を十分に果たすとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に内部規程の規定・改正を実施し、機構自らの情報セキュリティ対策の水準を向上させ、情報セキュリティ確保に万全を期する。

(3) 戰略的広報の推進

- ①機構が実施する事業の内容及び成果を、最も効果的な広報手法を検討した上で積極的に広報し、広く国民の理解を得るとともに、P D C Aサイクルに基づく不断の見直しを実施する。
- ②利用者の利便性向上を図るため、ウェブサイトの画面構成の改善等に努める。
- ③国民一般に対してきめ細やかな情報提供を行うため、報道発表・取材対応に加え、機構が有するメーリングリストや、外部の情報発信ツール等を活用し、継続的な情報発信を行うとともに、機構の情報を継続的に受け取る登録者を増加させる活動を行い、第四期中期目標期間において60,000人以上の登録者を追加する。(各年度において達成すべき目標については、年度計画において定める。)

別紙

別紙1 予算

別紙1－1

予算（総表）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	4 2, 0 8 7
国庫補助金	5, 6 6 7
受託収入	1, 3 4 4
業務収入	3 0, 1 4 5
その他収入	5 0
計	7 9, 2 9 3
支 出	
業務経費	7 7, 2 0 3
受託経費	1, 3 4 4
一般管理費	6, 2 2 0
計	8 4, 7 6 8

[人件費の見積り]

期間中 13, 6 2 8 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法]

ルール方式（別紙）を採用

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

[運営費交付金の算定ルール]

平成30年度から令和4年度までの各事業年度における運営費交付金（G(y)）については、次の数式により算出する。

$$\begin{aligned} G(y) = & A(y-1) \times \alpha \times \gamma + C_a(y-1) \times \delta + D_a(y) \\ & + B(y-1) \times \beta \times \gamma + C_b(y-1) \times \delta + D_b(y) \\ & + E(y) + F(y) + H(y) - I(y-1) \times \varepsilon \end{aligned}$$

G(y) : 当該年度における運営費交付金。

A(y-1) : 直前の年度における一般管理費（人件費、所要額計上経費を除く。）相当額。

B(y-1) : 直前の年度における事業に要する経費（人件費、所要額計上経費、特別事業費を除く。）相当額。

C_a(y-1) : 直前の年度における一般管理費に係る人件費（役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等）相当額。

C_b(y-1) : 直前の年度における事業に要する経費に係る人件費（役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等）相当額。

D_a(y) : 当該年度における一般管理費に係る所要額計上経費（事務所賃借料）相当額。

D_b(y) : 当該年度における事業に要する経費に係る所要額計上経費（事務所賃借料、独法等に対する不正な通信の監視業務に係る負担額）相当額。

E(y) : 特別事業費。機構の判断のみで決定又は実施することが困難な国家的な政策課題に対応するために必要とされる事業費であり、各事業年度の予算編成過程で具体的に決定。

F(y) : 政策的経費。短期間で成果が求められる技術開発への対応、法令改正に伴い必要となる措置等の政策ニーズにより発生する資金需要について必要に応じ、物件費、人件費に区分して計上。

H(y) : 調整経費。退職手当の支給、事故の発生等の特殊要因により特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上。

I(y-1) : 直前の年度における自己収入。セキュリティ業務収入、情報システムのセキュリティに係る評価・認証の手数料等を想定。

係数 α 、 β 、 γ 、 δ 及び ε については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

α （一般管理費の効率化係数）：毎年度平均で前年度比3%以上の効率化。

β （事業の効率化係数）：毎年度平均で前年度比1%以上の効率化。途中新規事業についても翌年度から年1%程度の効率化。

γ （消費者物価指数）：前年度の実績値を使用。

δ （人件費調整係数）：職員の採用、昇給・昇格、減給・降格、退職及び休職に起因する一人当たり給与の変動の見込みに基づき決定。

ε （自己収入調整係数）：自己収入の見込みに基づき決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画期間中の予算を試算。

- ・ α （一般管理費の効率化係数）については、前年度比3%以上の効率化を図る前提で試算。
- ・ β （事業の効率化係数）については、試験勘定に係る事業を除き、前年度比1%以上の効率化を図る前提で試算。
- ・ γ （消費者物価指数）については、平成30年度は0.999、令和元年度は1.007、令和2年度は1.007、令和3年度及び令和4年度は±0%として試算。
- ・ δ （人件費調整係数）については、平成30年度は0.99090、令和元年度は0.99152、令和2年度は0.99165、令和3年度及び令和4年度は1として試算。
- ・ ε （自己収入調整係数）については、各事業の実施計画を踏まえ、平成30年度は0.5361497、令和元年度は1.2171539、令和2年度は1.7793446、令和3年度及び令和4年度は1として試算。
- ・ H （調整経費）については、退職手当を前提に、平成30年度は45,455千円、令和元年度は23,945千円、令和2年度は64,983千円、令和3年度は21,040千円、令和4年度は73,609千円として試算。

別紙1－2

予算（事業化勘定）

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
その他収入	0
計	0
支 出	
計	—

[注記]

本勘定は平成17年度に業務を停止しており、1百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。

別紙1－3

予算（試験勘定）

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
業務収入	18, 552
その他収入	14
計	18, 566
支 出	
業務経費	18, 190
一般管理費	1, 025
計	19, 215

[人件費の見積り]

期間中2, 010百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

別紙 1-4

予算（一般勘定）

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	情報セキュリティ	I T 人材育成	社会基盤
収 入		金 額	
運営費交付金	23, 355	3, 801	10, 036
国庫補助金	5, 667	—	—
受託収入	1, 143	—	201
業務収入	11, 569	—	19
その他収入	0	—	—
計	41, 736	3, 801	10, 255
支 出		金 額	
業務経費	42, 878	3, 801	12, 314
受託経費	1, 143	—	201
一般管理費	—	—	—
計	44, 021	3, 801	12, 515
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
収 入		金 額	
運営費交付金	—	4, 895	42, 087
国庫補助金	—	—	5, 667
受託収入	—	—	1, 344
業務収入	5	—	11, 593
その他収入	15	—	16
計	20	4, 895	60, 707
支 出		金 額	
業務経費	20	—	59, 013
受託経費	—	—	1, 344
一般管理費	—	5, 196	5, 196
計	20	5, 196	65, 553

[人件費の見積り]

期間中 11, 618 百万円（情報セキュリティ 4, 598 百万円、I T 人材育成 923 百万円、社会基盤 3, 517 百万円、法人共通 2, 580 百万円）を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

別紙1－5

予算（地域事業出資業務勘定）

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
その他収入	20
計	20
支 出	
計	—

別紙2 収支計画

別紙2－1

収支計画（総表）

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	81,433
業務費用	64,803
受託経費	1,344
一般管理費	5,919
減価償却費	9,366
収益の部	
経常収益	80,769
運営費交付金収益	36,720
補助金収益	5,667
受託収入	1,344
業務収入	30,145
その他収入	109
資産見返負債戻入	6,762
財務収益	21
純利益（△純損失）	△ 664
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,258
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	594

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙2－2

収支計画（事業化勘定）

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
収益の部	
経常収益	0
財務収益	0
純利益（△純損失）	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	0

[注記]

本勘定は平成17年度に業務を停止しており、1百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。

別紙2－3

収支計画（試験勘定）

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	19, 231
業務費用	17, 662
一般管理費	1, 025
減価償却費	544
収益の部	
経常収益	18, 587
業務収入	18, 552
その他収入	14
資産見返負債戻入	20
財務収益	0
純利益（△純損失）	△ 644
前中期目標期間繰越積立金取崩額	9
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	△ 635

別紙2－4

収支計画（一般勘定）

(単位:百万円)

区 別	金額		
	情報セキュリティ	I T人材育成	社会基盤
費用の部			
経常費用	42, 848	3, 802	10, 264
業務費用	33, 266	3, 801	10, 054
受託経費	1, 143	—	201
一般管理費	—	—	—
減価償却費	8, 439	0	9
収益の部			
経常収益	42, 788	3, 802	10, 264
運営費交付金収益	17, 989	3, 801	10, 036
補助金収益	5, 667	—	—
受託収入	1, 143	—	201
業務収入	11, 569	—	19
その他収入	—	—	—
資産見返負債戻入	6, 419	0	9
財務収益	1	—	—
純利益（△純損失）	△ 60	—	—
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1, 189	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益（△純損失）	1, 129	—	—
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
費用の部			
経常費用	20	5, 268	62, 202
業務費用	20	—	47, 141
受託経費	—	—	1, 344
一般管理費	—	4, 895	4, 895
減価償却費	—	374	8, 822
収益の部			
経常収益	20	5, 208	62, 082
運営費交付金収益	—	4, 895	36, 720
補助金収益	—	—	5, 667
受託収入	—	—	1, 344
業務収入	5	—	11, 593
その他収入	15	—	15
資産見返負債戻入	—	314	6, 742
財務収益	0	—	1
純利益（△純損失）	—	△ 60	△ 120
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	60	1, 249
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益（△純損失）	—	—	1, 129

別紙2－5

収支計画（地域事業出資業務勘定）

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
収益の部	
経常収益	100
その他収入	80
財務収益	20
純利益（△純損失）	100
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	100

別紙3 資金計画

別紙3－1

資金計画（総表）

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	87,058
業務活動による支出	72,332
投資活動による支出	12,701
次期中期目標期間への繰越	2,025
資金収入	87,058
業務活動による収入	79,293
運営費交付金による収入	42,087
国庫補助金による収入	5,667
受託収入	1,344
業務収入	30,145
その他収入	50
投資活動による収入	2,700
当中期目標期間の期首資金残高	5,065

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙3－2

資金計画（事業化勘定）

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	1
次期中期目標期間への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
その他収入	0
当中期目標期間の期首資金残高	1

[注記]

本勘定は平成17年度に業務を停止しており、1百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。

別紙3－3

資金計画（試験勘定）

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	20,755
業務活動による支出	18,687
投資活動による支出	528
次期中期目標期間への繰越	1,540
資金収入	20,755
業務活動による収入	18,566
業務収入	18,552
その他収入	14
投資活動による収入	1,100
当中期目標期間の期首資金残高	1,088

別紙3－4

資金計画（一般勘定）

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	情報セキュリティ	I T 人材育成	社会基盤
資金支出	4 4, 184	3, 801	12, 515
業務活動による支出	3 4, 572	3, 801	10, 255
投資活動による支出	9, 612	—	2, 260
次期中期目標期間への繰越	—	—	—
資金収入	4 4, 184	3, 801	12, 515
業務活動による収入	4 1, 736	3, 801	10, 255
運営費交付金による収入	2 3, 355	3, 801	10, 036
国庫補助金による収入	5, 667	—	—
受託収入	1, 143	—	201
業務収入	1 1, 569	—	19
その他収入	1	—	—
投資活動による収入	1, 200	—	—
当中期目標期間の期首資金残高	1, 248	—	2, 260
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
資金支出	4 69	5, 274	66, 244
業務活動による支出	43	4, 973	53, 645
投資活動による支出	—	301	12, 173
次期中期目標期間への繰越	4 25	—	425
資金収入	4 69	5, 274	66, 244
業務活動による収入	20	4, 895	60, 707
運営費交付金による収入	—	4, 895	42, 087
国庫補助金による収入	—	—	5, 667
受託収入	—	—	1, 344
業務収入	5	—	11, 593
その他収入	15	—	16
投資活動による収入	4 00	—	1, 600
当中期目標期間の期首資金残高	4 9	379	3, 937

別紙3－5

資金計画（地域事業出資業務勘定）

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	5 9
次期中期目標期間への繰越	5 9
資金収入	5 9
業務活動による収入	2 0
その他収入	2 0
当中期目標期間の期首資金残高	3 9